

# 私たちの世界の変革：持続可能な開発に向けたアジェンダ 2030 (骨子)

## 序文

- 本アジェンダは人々、地球、繁栄のための行動計画。より大きな自由の下での普遍的な平和の実現も追求。ミレニアム開発目標（MDGs）の成果を踏まえ、今後 15 年にわたる、人間と地球を最重要分野とした行動を推進する目標とターゲットを策定。
- 全ての人々を貧困から解放。誰も置き去りにしない（No one left behind）ことを誓約。
- 極度の貧困を含むあらゆる貧困を終わらせることが、最大の地球規模課題。
- 「5つのP」（「人々」（People）、「地球」（Planet）、「繁栄」（Prosperity）、「平和」（Peace）、「パートナーシップ」（Partnership））を軸とする。

## 宣言

### 導入

- 貧困の解消は世界における重要な挑戦であり、持続可能な開発に必要不可欠。本アジェンダにより、経済、社会、環境の分野で持続可能な開発及び未達成の MDGs の実現を目指す。
- 諸国の発展レベルや能力を考慮し、2030 年までに人間中心の持続可能な開発を実現。

### ビジョン

- 非常に野心的かつ変革的なビジョンの設定。

### 原則と公約

- 国連憲章と国際法を遵守し、本アジェンダの基となる主要な国連会議の成果を再確認。右諸会議における公約は持続可能な開発に相互に関連。

### 今日の世界

- 持続可能な開発に向けて重大な課題があるものの、大きな進展もあり。
- MDGs の完全な実現にコミットするとともに、MDGs を超えて一層平和かつ包括的な社会を約束。実施手段にも言及。

### 新たなアジェンダ

- 2016 年 1 月に始まる 17 の目標と 169 のターゲットからなる SDGs を発表。
- アジェンダ内容として、ジェンダー平等の実現、脆弱な状況にある人々のエンパワーメント、あらゆる形態の貧困と飢餓の終結、包括的・平等で質の高い教育、健康と福利および長寿、経済基盤の強化と包括的・持続可能な経済

成長、持続可能な消費と生産パターンの実現、気候変動対策、天然資源の持続可能な管理、持続可能な都市開発、平和と安全・よき統治・効率的な行政機構の確立、多様な文化の相互理解の促進、スポーツの促進を列記。

- 地域間取り組みの重要性、脆弱国等への配慮、気候変動に関する各国や国際機関の取組の推進。

### **実施手段**

- 本アジェンダ実施にあたり、政府、民間部門、市民社会、国連システム等が協働利用可能な資金・資源を動員するグローバル・パートナーシップの必要性。
- 資源・資金動員に関し、第3回開発資金国際会議で採択された「アディスアベバ行動アジェンダ」の完全実施の重要性を認識。
- 国レベルの経済・社会開発の第一義的責任は各国にあることを確認。途上国の開発への資金動員、能力強化、技術移転が適切なタイミングで行われる必要性を認識。必須社会サービスに関する公的資金の重要性を認識。SDGs達成に向けた民間セクター、市民社会組織、民間財団の重要性を認識。国際金融機関の取組や途上国の政策立案への参加強化を促進。

### **フォローアップと評価方法**

- 国家、地域、グローバルレベルにおけるフォローアップと評価。実施は、各国政府が第一義的責任を負う。市民への説明責任を果たすため本アジェンダ及びアディスアベバ行動目標で体系的なフォローアップ及び評価方法を提供。
- データ評価の指標を策定中。途上国の統計能力強化を支援。

### **世界の変革に向けた行動への呼びかけ**

- 本アジェンダは 21 世紀における人々と地球の憲章。国連憲章の冒頭にある「われら人民」(We the peoples) が 2030 年への道程の始まりにたつことを決意。

### **持続可能な開発目標とターゲット**

- 政府間交渉とオープンワーキンググループの提言書に基づいて策定。
- 各国の国内実施への統合、データ収集能力強化支援。

### **17 の目標とターゲット（以下、目標。ターゲットは省略）**

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全ての場所で全ての形態の貧困を終結</li> <li>2. 飢餓を終結、食料安全保障の達成、持続可能な農業の促進</li> <li>3. 全ての年代の全ての人の健康な生活の確保、福祉の促進</li> <li>4. 包摂的かつ公正な質の高い教育の確保及び生涯学習機会の提供</li> <li>5. ジェンダー平等の達成、全ての女性・女子のエンパワーメント</li> <li>6. 全ての人の水と衛生の供給確保と持続可能な管理</li> <li>7. 全ての人の安価かつ信頼できる持続可能な現代エネルギーアクセスの確保</li> <li>8. 包摂的で持続可能な経済成長、全ての人の完全で生産的な雇用、ディーセント・ワークの促進</li> <li>9. 強靱なインフラ建設、包括的かつ持続可能な産業及びイノベーションの拡大</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>10. 各国内及び各国間の不平等是正</li> <li>11. 都市と人間居住環境の安全、弾力性、持続可能性の確保</li> <li>12. 持続可能な生産消費形態の確保</li> <li>13. 気候変動及びその影響に関する緊急対策</li> <li>14. 海洋資源保全及び持続可能な利用</li> <li>15. 陸上生態系、森林保護・管理、生物多様性の保護、回復、持続可能な利用の促進、砂漠化対策、土地劣化防止、生物多様性の喪失の阻止</li> <li>16. 持続可能な開発のための平和的で包摂的な社会の促進、全ての人の司法へのアクセス提供、全てのレベルでの効率的で説明責任のある包摂的行政機構の構築</li> <li>17. 実施手段の強化、持続可能な開発の為にグローバル・パートナーシップの活性化</li> </ol>
--	---

### 実施手段とグローバル・パートナーシップ

- 本アジェンダ実施に向け、各国の国内政策や各種の国際的な合意、戦略文書等との一貫性を確保。後発開発途上国（LDC）、小島嶼国（SIDS）、内陸開発途上国（LLDC）、紛争中の国及び紛争後復興国を支援。中所得国への支援の重要性も認識。
- 各国の国内資金の動員、経済成長や雇用創出に向けたビジネス投資環境や国際貿易環境整備、債務国の長期的な債務持続可能性確保を支援。
- マルチ・ステークホルダーが協力する「技術促進メカニズム」の創設。

### フォローアップと評価

- 地球規模の指標は2016年3月までに国連統計委員会が策定、国連総会および経済社会理事会により承認する形で策定。フォローアップ・評価は同指標を用いて実施、国・地域レベルで別個に策定される指標が補完。
- 各国オーナーシップの下に必要な実施手段やパートナーシップを動員し、グローバルな指標を用いて長期的に評価。評価に関する途上国支援、国連機関による支援。市民へのアカウンタビリティ確保。
- 国レベルでのフォローアップ・評価プロセス遂行の重要性を認識。全ての人

に公開された、包摂的で透明性の高い、参加型アプローチに基づくものである必要性を指摘。人間中心、ジェンダー・人権への配慮、貧困層・最脆弱層、取り残された人々の存在に配慮することの必要性も言及。

- アフリカ諸国、後発開発途上国、小島嶼国、内陸国および中所得国におけるデータ収集・評価能力強化の必要性を言及。
- 「持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム」(HLPF)が地球規模のフォローアップ・評価を実施。HLPFは国連総会の下で4年に一回首脳レベル会議を開催(次回2019年)するほか、経済社会理事会の下で毎年会議を開催。HLPFは地域における成功事例の共有等相互学習を促進。2016年のHLPF年次会議に向け、国連事務総長がフォローアップ・評価に関する提言を含む報告書を準備。

以上